

序. 目的と方法

(1) 計画策定の背景と目的

① 背景

我が国の公営住宅制度は、終戦直後、戦災者や引き揚げ者に対する住宅を確保するために閣議決定された「戦災都市応急簡易住宅建設要綱（昭和 20 年）」に基づく越冬用応急簡易住宅の建設にはじまり、昭和 27 年に公営住宅法の制定をもって、恒久性と計画性をもった制度として確立されました。

猿払村は平成 15 年度に猿払村住宅マスタープランを策定し、村全体で住宅施策の体系的な方向性を定めるとともに、翌年の平成 16 年度には猿払村公営住宅ストック総合活用計画を策定し、以降、村営住宅全体の計画的な建設整備を進めてきました。

このような経緯を経て、村には、平成 23 年 3 月末現在、14 団地 276 戸の公営住宅を管理するに至りました。

近年、昭和 40 年代、50 年代に建設された住宅の老朽化が進行してきたことから、今後の人口動向や福祉施策と連携し、住宅の計画的な維持管理、活用とそのための財源の確保を図るなど、村営住宅の長期的な維持活用のための施策の策定（見直し）の機運が高まってきました。

② 目的

平成 22 年度の第 6 次猿払村総合計画の策定を受け、厳しい財政状況下において、公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応し、確実な長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことを目的に、平成 23 年度で猿払村公営住宅等長寿命化計画（以下「本計画」と称す。）を策定することとしました。

本計画は、従来の猿払村の公営住宅の建設の経緯や考え方を継承しつつも、住宅に困窮し公営住宅を必要とする階層の住宅需要に焦点を定め、その必要戸数を算定し、用途廃止、建替えや居住性向上のための各種個別改善事業及び長寿命化型改善事業の実施等について必要な検討を行い、策定を行うものです。

③ 計画期間と対象

本計画は、概ね 20 年間をみすえたものとして検討し、当面の 10 年間（平成 24 年度から平成 33 年度）を計画期間とします。また、5 年を目途に定期的な見直しを行うこととします。

対象とする住宅は、猿払村が管理する村営住宅等*とします。

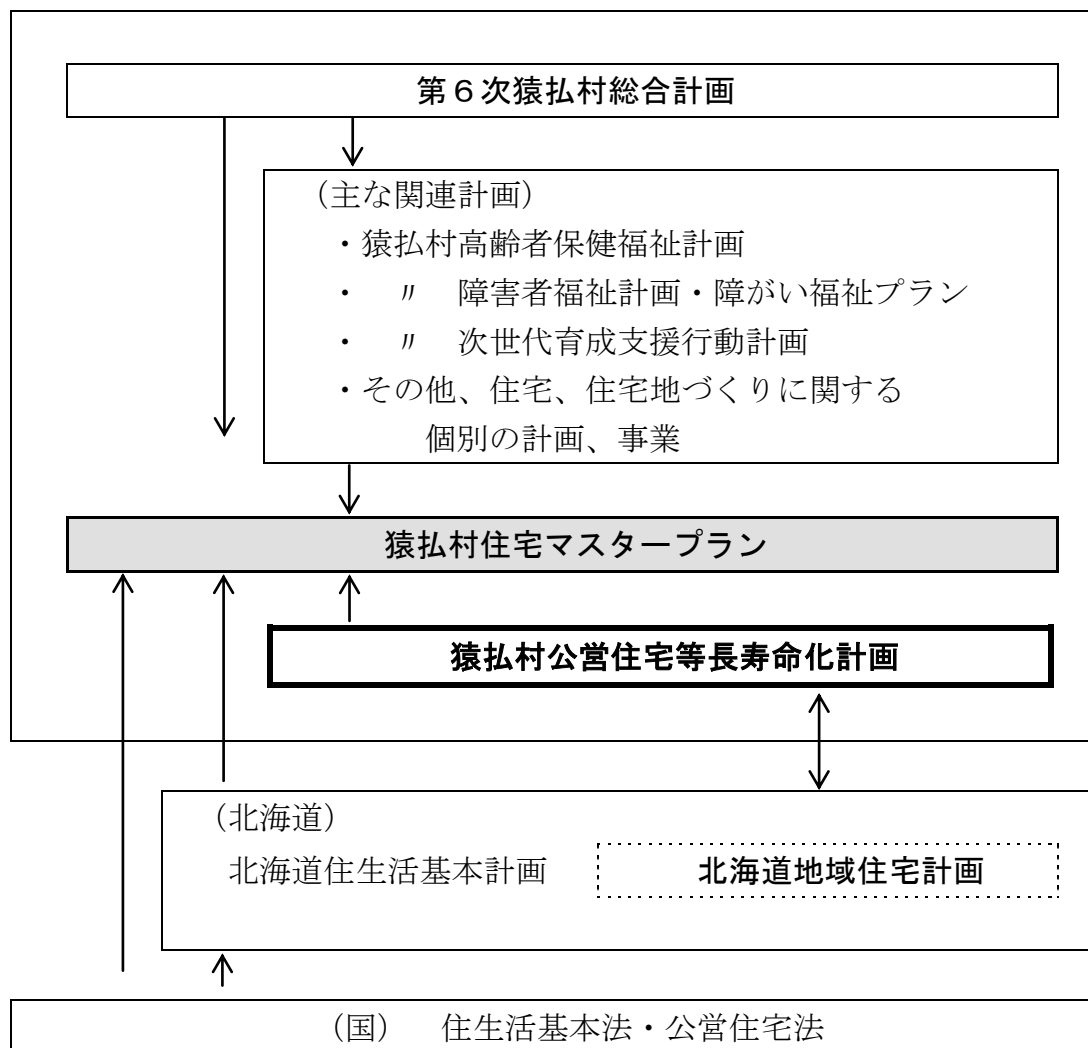
*村営住宅等：公営住宅法に基づく住宅以外にも、社会資本整備総合交付金を活用して建設する住宅、法令に基づかない村民住宅など、村が管理する全ての公的住宅の検討を行うため、「等」を付す。

④ 計画の位置づけ

本計画は、猿払村の総合計画及び住宅施策に位置づけられる、公営住宅施策を担う部門別計画であり、猿払村の土地利用計画、各種福祉計画など関連計画と整合性を図るとともに、猿払村住宅マスタープランと連携し、北海道住生活基本計画を踏まえ策定します。

また、「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成 21 年 3 月策定、国土交通省住宅総合整備課発行）」に準拠し作成します。

図 計画の位置づけ



(2) 計画策定の方法、体制

① 計画策定の手順

本計画は、策定事務局（建設課建築係）が素案を作成し、庁内に設置した策定委員会の審議及び北海道との協議、助言を経て策定します。

策定にあたっては、村営住宅のすべての入居者を対象としたアンケート調査を実施し、入居者の実態、意識意向の把握を図り、施策への反映に努めました。また、委員会には、総務、企画、財政、福祉、消防、建設など、村営住宅施策に係る職員を任命し、総合的な視点から課題の整理と施策立案を図っています。

② 計画策定の体制

計画策定は、村長を委員長とし関係課課長職で構成する策定委員会を設置し、この会議での討議を通じ、案の策定を行いました。

図 計画策定の流れ

